

令和8年1月30日公表

令和8年4月1日改定

令和8年5月18日改定

飲食料品等事業者等の努力義務に関する Q&A

目 次

(1) 協議の速やかな開始（規則第 25 条第 1 号イ）	1
問 1 「協議」とはどのような意味か。	1
問 2 「速やかに当該協議に応ずる」とはどのような意味か。	1
問 3 「考慮を求める事由を示さずに」とは具体的にどのようなことか。	1
問 4 「適切な頻度」とはどのような意味か。	1
問 5 努力義務違反となりうる例として、どのようなものがあるか。	2
(2) 資料の尊重（規則第 25 条第 1 号ロ）	2
問 6 「合理的な根拠があるものとして尊重する」とはどのような意味か。	2
問 7 努力義務違反となりうる例として、どのようなものがあるか。	3
(3) 一方的な決定の禁止（規則第 25 条第 1 号ハ）	3
問 8 「一方的に決定する」とはどのような意味か。	3
問 9 努力義務違反となりうる例として、どのようなものがあるか。	3
(4) 持続的な供給に資する取組の提案の速やかな検討及び協力（規則第 25 条第 2 号）	3
問 10 「飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案」にはどのようなもの が含まれるか。	4
問 11 「速やかに必要な検討を行う」とはどのような意味か。	4
問 12 「速やかに必要な協力を行う」とはどのような意味か。	4
問 13 努力義務違反となりうる例として、どのようなものがあるか。	4
(5) 協議の申出等のみを理由とした不利益な取扱いの禁止（規則第 25 条第 3 号イ）	5
問 14 「不利益な取扱いを行わないこと」とはどのような意味か。	5
問 15 努力義務違反となりうる例として、どのようなものがあるか。	5
(6) 協議の申出等の検討結果の説明（規則第 25 条第 3 号ロ）	5
問 16 「検討結果の説明」とはどのような意味か。	5
問 17 「その他の必要な情報の提供」とはどのような意味か。	5
問 18 努力義務違反となりうる例として、どのようなものがあるか。	5
(7) その他.....	6
問 19 コスト指標を下回る価格で取引が行われた場合、フードGメンによる指 導・助言等の対象になるのか。	6

飲食料品等事業者等の努力義務に関するQ&A

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則(平成3年農林水産省令第38号。以下「規則」という。)第25条各号に規定する判断の基準となるべき事項を踏まえ、飲食料品等事業者等がどのような行為を実施すべきかの判断の参考として、以下にQ&Aを規定する。ただし、これらは代表的なものであって、これら以外は問題とならないということではない点に留意が必要である。

(1) 協議の速やかな開始(規則第25条第1号イ)

「協議の速やかな開始」とは、「速やかに協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと」である。

問1 「協議」とはどのような意味か。

取引価格・取引数量や取引の開始時期、取引価格・取引数量の変更時期など(以下「取引価格等」という。)の取引条件について、取引の相手方からの申出を受けて、双方が納得する条件に合意することを目的として当該当事者間でその申出理由や検討結果を話し合うことである。

問2 「速やかに当該協議に応ずる」とはどのような意味か。

協議の申出に当たって取引の相手方から示された期限(社会通念上相当と認められるもの。期限が示されなかった場合であっても、1カ月を経過しても協議が開始されない場合は、速やかに協議に応じたとは言いがたい。)までに、協議を開始することである。当該期限の延長が必要な場合には、延長することの合理的な理由を取引の相手方に説明した上で、取引の相手方の理解を得ることが必要である。合理的な理由であるか否かについては、申出があった協議の内容(対象とする飲食料品等の品目・商品数、農産物の収穫時期等を含む。)、申出を受けた飲食料品等事業者等の他の取引先数(当該申出を受けて他の取引先との間でも協議が必要な場合)等を勘案して、農林水産省が総合的に判断する。

なお、取引の相手方から、その取り扱う飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示さずに、取引条件に関する協議の申出がされた場合(価格交渉の申出があったが理由や根拠が説明されない場合等)に、当該協議に応じなかったとしても、努力義務違反には当たらない。

問3 「考慮を求める事由を示さずに」とは具体的にどのようなことか。

取引条件に関する協議の申出をする際、申出者が人件費や燃料費等のコストが上昇していること等を示すといった取引条件の変更を求める事由を一切示すことなく、希望する取引条件を一方向的に提示することである。

問4 「適切な頻度」とはどのような意味か。

飲食料品等の種類、取引の相手方と申出を受けた飲食料品等事業者等が希望する頻度、市

場の状況等を踏まえて、個別に判断されるべきものであり、必ずしも取引の相手方が希望した頻度である必要はないが、定期的な協議の要請があったにもかかわらず、一方的に次回以降の協議に応じない場合は努力義務違反となるおそれがある。また、定期的な協議を希望する飲食料品等事業者等は、協議の際に次回協議の希望時期や定期協議の希望頻度を提示し、双方で合意を得ることが望ましい。

問5 努力義務違反となりうる例として、どのようなものがあるか。

- ・コスト上昇等の根拠を示して取引価格を引き上げたいという協議の申出があったが、繁忙期を理由に取り合わなかった。
- ・協議の申出があったので協議を開始する意思を示したが、協議の内容について上司に相談できていないことを理由に協議の開始を繰り返し先延ばしにした。
- ・原材料価格高騰に当たり、根拠資料を基に値上げの要請を受けたが、協議に応じず取引価格を据え置いた。
- ・協議を半年ごとに行うことで合意しており、前回の協議から半年経過したため協議の申出を受けたが、応じなかった。
- ・取引条件の協議において、取引価格を改定すること自体については合意したが、所要の社内決裁が取れていないことを理由に、その取引価格の改定の時期に係る協議の開始について、社内決裁に通常必要であると考えられる合理的な期間を超えて繰り返し先延ばしにした。（改定の時期について、一方的に決定をする場合には（3）の「一方的な決定の禁止」に違反。）

（2）資料の尊重（規則第25条第1号ロ）

「資料の尊重」とは、「取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、統計法（平成19年法律第53号）第2条第3項に規定する公的統計、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第42条第1項第1号に規定する指標（以下「コスト指標」という。）、行政機関が実施した調査の結果その他客観的な事実に基づいた情報であって公表されているものを用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること」である。

問6 「合理的な根拠があるものとして尊重する」とはどのような意味か。

申出の内容に係る検討に当たって、公的統計等を用いた説明を十分に考慮することである。具体的な費用の内訳等を示した資料を用いた説明に対してはもちろんのこと、公的統計等を活用した説明に対しても、一定の合理性があるものとして協議に応じる必要がある。なお、合理的な根拠があるものとして尊重し協議をした結果、取引の相手方の希望どおりの取引条件で決定されなかったとしても、実態の伴った協議の結果であれば、努力義務違反には当たらない。

また、公的統計等の資料を用いて説明している場合に、必要な限度において追加の情報を求めることは努力義務違反には当たらない。一方、容易に算出することが困難又は提示のために調査を要するデータや、営業上の秘密に当たる詳細な費用の内訳資料の提出を求めるなど過度な負担を強いることは、協議の申出をすることに対する萎縮や協議の取り下げにつな

がる行為であり、努力義務違反となるおそれがある。

問7 努力義務違反となりうる例として、どのようなものがあるか。

- ・公的統計等を用いて原材料価格が高騰していることを説明されたにもかかわらず、容易に算出することが困難な個別費用の内訳を説明するデータを提出しないと一切提示条件に応じられないと伝えた。
- ・協議に応じるに当たり、説明資料について公的統計を用いた説明は判断材料として考慮しないという条件を事前に設定した。
- ・個別にコスト上昇分を切り出して示すことが難しい場合に、公的統計やコスト指標等を用いた説明を受けたが、合理的な根拠がないものとして扱った。

(3) 一方的な決定の禁止（規則第25条第1号ハ）

「一方的な決定の禁止」とは、「当該飲食料品等の取引価格その他の取引条件を一方的に決定しないこと」である。

問8 「一方的に決定する」とはどのような意味か。

協議において、取引当事者間双方の自由な意思に基づくことなく、取引価格等の取引条件を決定することである。

なお、取引相手が提示した取引価格等の取引条件で決定されなかったとしても、実態を伴った協議の結果であれば、一方的とは言えないため、努力義務違反には当たらない。

問9 努力義務違反となりうる例として、どのようなものがあるか。

- ・取引条件の協議もなく、一方的に希望価格で入金を行い、商品の納品を要求した。
- ・新規開店等のセール時に協賛金を要請し、十分な協議をせず一方的に取引条件を決定した。
- ・センターフィーの料率を上げることとしたが、相手に理由を示して協議することなく一方的にセンターフィーを代金から差し引いて入金した。
- ・取引の相手方が補助金を受け取っていることを理由として、一方的に納品価格を引き下げる決定をした。
- ・生鮮食料品に係る委託販売の受託者に対して希望する販売価格の下限を提示したところ、受託者側から市場の需要を根拠に取引条件に関する協議の申出を受けたが、一方的に取引条件を押し付けた。（※（1）にも該当。）
- ・取引条件の協議において、取引価格を改定すること自体については合意したが、その取引価格の改定の時期について、相手の求めに応じることなく、一方的に自らの都合を押し付けた。（改定の時期に係る協議の開始を合理的な理由なく先延ばしにする場合には（1）の「協議の速やかな開始」に違反。）

(4) 持続的な供給に資する取組の提案の速やかな検討及び協力（規則第25条第2号）

持続的な供給に資する取組の提案の速やかな検討及び協力とは、「飲食料品等事業者等が、取引の相手方から、その取り扱う飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、速やかに必要な検討及び協力を行うこと」である。

問10 「飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案」にはどのようなものが含まれるか。

具体的に以下の事項が想定される。ただし、これらに限られるものではないことに留意が必要である。

- ① 飲食料品等の発注から納品までの期間を十分に確保することに関する提案
- ② 3分の1ルールの見直し等、飲食料品等の納品期限の緩和に関する提案
- ③ 同一商品について、異なる賞味期限等が混合したものの納品や、賞味期限等が既に納品した商品の賞味期限等以前のものの納品に関する提案
- ④ 欠品に伴う金銭的ペナルティ等の見直しに関する提案
- ⑤ 納品頻度の削減、発注単位（発注ロット）の見直しに関する提案
- ⑥ 需要に見合わない価格での販売委託の見直しに関する提案
- ⑦ 標準仕様パレット（縦1・1メートル、横1・1メートルのパレットをいう。）その他の標準化された規格に適合するパレットの利用に関する提案
- ⑧ 飲食料品等の集出荷・配送に関する情報のデジタル化や標準化の実施に関する提案

問11 「速やかに必要な検討を行う」とはどのような意味か。

持続的な供給に資する取組の提案に当たって取引の相手方から示された期限（社会通念上相当と認められるもの。期限が示されなかった場合であっても、1カ月を経過しても検討の結果を説明されない場合は、速やかに必要な検討に応じたとは言い難い。）までに、検討の結果を説明することである。当該期限の延長が必要な場合には、延長することの合理的な理由を取引の相手方に説明した上で、取引の相手方の理解を得ることが必要である。合理的な理由であるか否かについては、提案があった協議の内容（対象とする飲食料品等の品目・商品数、農産物の収穫時期等を含む。）、提案を受けた飲食料品等事業者等の他の取引先数（当該申出を受けて他の取引先との間でも協議が必要な場合）等を勘案して、農林水産省が総合的に判断する。

問12 「速やかに必要な協力を行う」とはどのような意味か。

上記の検討の結果を踏まえ、提案内容のうち対応が可能なものについて、双方が合意した期限までに取引の相手方から受けた当該提案の内容に沿って行動することである。なお、検討の結果、当該提案を受け入れられない旨を理由を示して説明した場合には、当該提案に沿った行動を行わなかったとしても努力義務違反には当たらない。

問13 努力義務違反となりうる例として、どのようなものがあるか。

- ・ 3分の1ルールの見直しについて提案があったが、他社は3分の1ルールに則って納品してもらっていることを理由として、検討することなく取り合わなかった。
- ・ 加工食品の発注から納品までの期間を延長することについて提案を受けたが、「検討結果は連絡します。」と回答したまま数か月が経過。提案者から何度か確認の連絡があったが、回答せずに従前どおり発注を行っている。
- ・ 納品頻度の低減に関する提案があり、まずは対応が可能なものについて実施することで双

方が合意したが、実行に移さずに数か月が経過した。提案者から何度か確認の連絡があったが、従前どおり発注を行っている。

(5) 協議の申出等のみを理由とした不利益な取扱いの禁止（規則第25条第3号イ）

「協議の申出等のみを理由とした不利益な取扱いの禁止」とは、「協議の申出等のみを理由として、当該協議の申出等をした取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと」である。

問14 「不利益な取扱いを行わないこと」とはどのような意味か。

協議の申出等をきっかけに取引の相手方の利益を不当に害しないことである。

なお、取引条件の協議の結果、飲食料品等の価格を上げることによって、販売数量が減少する見込みであることを理由とした取引数量の削減等については、努力義務違反には当たらない。

問15 努力義務違反となりうる例として、どのようなものがあるか。

- ・今までは言い値で取引（購入/販売）ができていたのに、取引価格の協議の申出をしてきたので、申出をするなら取引を止めると示唆して、申出を取り下げさせた。
- ・欠品に伴う金銭的ペナルティの見直しの提案をされたが、同様の提案が他の取引相手からもされないよう、「そのような提案をする者と取引はできない」と伝達して取引を停止した。

(6) 協議の申出等の検討結果の説明（規則第25条第3号ロ）

「協議の申出等の検討結果の説明」とは、「取引の相手方から示された協議の申出又はその取り扱う飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案（以下「協議の申出等」という。）について、その検討結果及びその理由の説明その他の必要な情報の提供を行うこと」である。

問16 「検討結果の説明」とはどのような意味か。

協議の申出等について受け入れの可否の回答だけではなく、受け入れられない取引条件等については、その理由を合理的な根拠と共に説明することである。

問17 「その他の必要な情報の提供」とはどのような意味か。

上記の検討結果の説明のほか、受け入れられない場合には、協議の内容に関する懸念点を説明することで新たな条件での提案を促すことや、市場の状況を説明することで受け入れやすい最適な時期に改めて協議の申出等を行うよう示唆することなどが該当する。

問18 努力義務違反となりうる例として、どのようなものがあるか。

- ・取引価格を引き上げたいと根拠を示して協議の申出があったが、社内で検討した結果、据え置きとすることに決定したので、取引の相手方に対して、受け入れ不可の旨のみ回答し

た。

(7) その他

問19 コスト指標を下回る価格で取引が行われた場合、フードGメンによる指導・助言等の対象になるのか。

取引価格がコスト指標の水準を下回ったからといって、直ちにフードGメンによる措置の対象となるものではない。

また、コスト指標を合理的な根拠があるものとして尊重し協議をした結果、取引の相手方の希望どおりの取引条件で決定されなかったとしても、実態の伴った協議の結果であれば、努力義務違反には当たらない。